

審 議 経 過

1 開会	
2 協議	
(1) 個人情報取扱事務の報告	
①書面報告事項	
ア【変更】児童手当事務	
事務局	中学校卒業までの児童を養育している方を対象として、児童手当を支給している事務で、令和6年度児童手当法改正により、支給対象児童が高校生年代まで拡充されることによる個人情報対象者の範囲の変更について説明
委員からの意見	意見なし
②個別説明事項	
ア【変更】住民税非課税世帯等への臨時給付金支給事務	
福祉課	国の低所得者向けの物価高による経済対策として、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に段階的に給付していたそれぞれの事務を一本化することによる事務の名称変更、個人情報取扱事務の根拠法令等の追加について説明
委員からの意見	意見なし
イ 【開始】証明書のコンビニ交付事務（市民課）	
イー1【開始】証明書のコンビニ交付事務（税務課）	
市民課、税務課	市で発行する証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書、税務証明書）をコンビニエンスストア等に設置しているキオスク端末で交付を行う事務の開始について説明
委員からの意見	・個人情報の取扱いに関する意見なし ・届出書の内容を整理すること
ウ【開始】戸籍証明書等交付サーバーの構築（委託）	
市民課	コンビニエンスストア等に設置してあるキオスク端末での証明書発行に、戸籍を追加するためのサーバー構築委託業務の開始に関する説明
委員からの意見	・個人情報の取扱いに関する意見なし ・届出書の内容を整理すること
エ【変更】証明書のコンビニ交付事務	
	※上記イ案件に付随するため、次回報告する

オ【開始】定額減税補足給付金（調整給付）支給事務	
市民課	国の総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する定額減税補足給付金（調整給付）の支給事務の開始に関する説明
委員からの意見	意見なし
3 その他	
委員からの意見	・②個別説明事項のイ、ウ、エについては事務届出書の内容を整理して次回再報告すること ・個人情報の安全管理措置に関し、職員が効率よく事務を行い、審査会の報告時に委員が明瞭に確認できるチェックリスト等の整備を引き続き行い、報告書類の充実を図ること
4 閉会	